

総社市きよね夢てらす条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第51号

総社市きよね夢てらす条例の一部を改正する条例

総社市きよね夢てらす条例（平成17年総社市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前					
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）					
番号	項目	利用料金	備考	番号	項目	利用料金	備考		
1	部屋代	9時～13時	<u>1,050円</u>	※冷暖房を利用する場合は、4時間当たり320円（なかよし広場は530円）を加算。ただし、年間定期利用者は除く。 ※年間定期利用者の利用料金は年額とし、年度当初に前納することとする。その他の項目は1回当たりとする。	1	部屋代	9時～13時	<u>1,000円</u>	※冷暖房を利用する場合は、4時間当たり300円（なかよし広場は500円）を加算。ただし、年間定期利用者は除く。 ※年間定期利用者の利用料金は年額とし、年度当初に前納することとする。その他の項目は1回当たりとする。
		13時～17時	<u>1,050円</u>				13時～17時	<u>1,000円</u>	
		17時～21時	<u>1,050円</u>				17時～21時	<u>1,000円</u>	
		全館貸切 （1日1回当たり）	<u>6,300円</u>				全館貸切 （1日1回当たり）	<u>6,000円</u>	
		年間定期利用者	<u>104,770円</u>				年間定期利用者	<u>100,000円</u>	
2	ビリヤード	1時間当たり	<u>210円</u>	2	ビリヤード	1時間当たり	<u>200円</u>		
3	ドラム	1時間当たり	<u>320円</u>	3	ドラム	1時間当たり	<u>300円</u>		

改正後					改正前				
4	音響機材	1回当たり	<u>52,390円</u>		4	音響機材	1回当たり	<u>50,000円</u>	
5	イーゼル	1脚当たり	<u>210円</u>	原則2週間以内	5	イーゼル	1脚当たり	<u>200円</u>	原則2週間以内
6	シャワー	1回	<u>110円</u>		6	シャワー	1回	<u>100円</u>	
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用する。